

## 三重大学医学部附属病院長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学学部長等選考規程第6条の規定に基づき、三重大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の病院長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(病院長候補者の資質・能力)

第2条 病院長候補者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
- (4) 人格が高潔で学識が優れ、教育・研究、診療及び病院経営に関する見識を有する者

(選考の時期)

第3条 三重大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、病院長候補者を選考する。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。

2 前項の選考は、同項第1号に該当する場合は、特別な場合を除き任期満了の日の1月前までに、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、速やかに行わなければならない。

(選考基準の決定)

第4条 選考会議は、三重大学医学部附属病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）案を策定し、学長へ提言する。

2 学長は、選考会議が策定した選考基準案を基に、役員会の議を経て、選考基準を決定し公表するものとする。

(候補適任者の公募)

第5条 選考会議は、選考基準に基づき、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）を公募する。

2 選考会議は、候補適任者の公募にあたり、広く推薦を求めることができる。

(ヒアリング等)

第6条 選考会議は、病院長に求められる資質・能力を評価するため、候補適任者に対してヒアリングを行う。

2 選考会議は、前項に定めるもののほか、選考に必要な考査を行うことができる。

(学長への推薦及び選考結果等の公表)

第7条 選考会議は、前条により選考した病院長候補者を学長に推薦するとともに、遅滞なく、選考結果、選考理由及び選考過程を公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。